## 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要 望意見書

国では、令和4年度からの水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、今後5年間水稲の作付がされていなければ交付対象から除外される内容が示された。

北海道の各地域では、昭和40年代から生産調整に基づき、主食用米以外の地域の特色や気候に合った作物の作付を行い、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてきた。大空町においても、過去からの生産調整に協力し、収益性の高い作物の作付や畜産の導入などにより、地域農業の維持、振興に取り組んできた。

今回の見直しでは、主食用米の需給のみならず、小麦・大豆等の作物の需給にも影響を及ぼし、農業経営の圧迫、生産意欲の減退、離農者の増加、さらには地域経済への影響も大きく、食料の安定供給をも脅かしかねない。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の取扱いにあたっては、地域の意 見や実情に十分配慮し、農業者の経営の安定が維持され、地域農業に混乱が起 きないよう慎重な対応を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 1 月 2 8 日

大空町議会議長 近 藤 哲 雄